

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業補助金交付要綱（案）

平成24年3月18日制定

（趣旨）

第1条 この要綱は、村上地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）で定めた地域のまちづくりの理念及び将来像の実現のために、村上地域の町内が行う地域づくり支援事業に要する経費について、協議会が助成する補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「補助金」とは、協議会の予算の範囲内において交付する補助金をいう。

2 この要綱において「地域づくり支援事業」とは、別表の対象事業欄に掲げる事業をいう。

（事業内容、対象経費及び要件等）

第3条 この要綱において、事業内容、対象経費と要件、補助期間及び補助金の限度額は、別表に定めるところによる。

（補助事業の申請）

第4条 町内の区長は、この要綱に基づく補助事業に着手しようとするときは、会長の定める期日までに、地域づくり支援事業計画申請書(様式第1号)を提出するものとする。

2 会長は、前項の計画申請書を審査し、適正と認めたときは、地域づくり支援事業計画承認書(様式第2号)により通知するものとする。

（実績の報告）

第5条 区長は、事業が完了したときは、速やかに地域づくり支援事業実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)に会長が定める書類を添えて、これを会長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第6条 会長は、実績報告書の提出があった場合において、当該書類審査及び必要に応じて行う現地調査により、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに補助金額を確定し、地域づくり支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付する。

2 区長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第8条 会長は、区長が次のいずれかに該当したと認めるときは、その者に対し、補助金の交付の決定を取り消し、交付すべき補助金を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を期限を定めて返還させることができる。

この要綱の規定に違反したとき。

偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

補助金を当該補助金の目的以外に使用したとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月18日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

対象事業	事業内容	対象経費と要件	補助期間	補助金の限度額
1 青年会組織の立上げ事業	町内又は複数町内で行う青年会組織の設置	設置活動費。青年会の年齢は50歳以下とし、組織の人数要件は5人以上とする。1町内1組織に限る。	2年間	2万円
2 子育て支援事業	町内又は複数町内で行う子どもの居場所づくり事業	活動費。子どもの年齢は小学6年生以下とし、活動回数は、年間15回以上とする。1町内1事業に限る。	-	1万円
3 町内連携による交流事業	複数町内で実施する交流事業	活動費。1事業に限る。	2年間	5万円
	伝統行事の参加受入れ事業	活動整備費。参加受入は中学生以下3人以上を含むものとし、事務局を通じて広報する。村上大祭と七夕祭りは、除く。1町内1行事に限る。	-	5千円
4 美しい町並み事業	景観形成地区の生垣剪定支援事業	活動費。高齢化や空き家などで所有者が整備困難な場合に限る。1町内1回に限る。	-	2万円
	ポケットパーク整備や道路植栽事業	活動整備費。1町内1個所に限る。	-	2万円
5 地域活性化事業	町内又は複数町内で新規に実施する地域活性化事業。	活動整備費。過去5年間に同様の事業が行われていない事業に限る。集会施設整備と村上大祭・七夕祭りに係る経費は除く。平成28年度まで1町内1事業に限る。	1町内1回	20万円
6 町内課題の解決事業	町内の長年の課題となっている課題解決事業	活動整備費。村上大祭・七夕祭りに係る経費は除く。平成28年度まで1町内1事業に限る。	1町内1回	10万円

付記

- 1 食糧費(飲食代)及び他の助成対象経費は、すべての対象事業において補助対象外経費とする。
- 2 複数町内で連携する場合は、町内ごとに補助するのではなく、事業に対して補助する。
- 3 同一年度における1町内の補助金限度額は、設定しない。
- 4 補助対象事業費及び補助金額の千円未満の端数については、これを切り捨てる。
- 5 事業の運営等の一切は、主催者が行うものとする。

様式第1号(第4条関係)

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業計画申請書

平成 年 月 日

村上地域まちづくり協議会長 様

住 所村上市.....

職
.....

氏 名

連絡先

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業補助金交付要綱第4条の規定により次のとおり申請します。

補助年度 平成 年度	補助事業の名称						
補助事業の目的							
補助事業の内容と経費内訳							
事業費	円						
実施期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日							
審査意見(申請人において記入しないこと。)							
<table border="1"><tr><td>会長</td><td>副会長</td><td>事務局</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>		会長	副会長	事務局			
会長	副会長	事務局					

様式第2号(第4条関係)

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業計画承認書

平成 年 月 日

様

村上地域まちづくり協議会
会長

先に申請のあった計画について次のとおり承認したので、村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

補助年度 平成 年度	補助事業の名称
事業費 円	
<p>交付に係る指示事項</p> <p>平成 年3月31日までに上記事業を完了してください。</p> <p>上記事業を完了した場合は、次の書類を提出し、補助金の交付手続きをしてください。</p> <p>実績報告書(様式第3号) 領収書又は請求書等 領収書以外の場合は、代金支払完了後領収書等支払が確認できる書類を村上地域まちづくり協議会事務局へ提出してください。 事業実施中の写真</p>	

様式第3号(第5条関係)

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業実績報告書

平成 年 月 日

村上地域まちづくり協議会長 様

住 所 ...村上市.....

職
.....

氏 名

連絡先

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり報告します。

補助年度 平成 年度	補助事業の名称	
事業費	円	
実施日		
経過及び内容		
添付書類 1 領収書又は請求書等 2 事業実施中の写真		
事業実施確認結果(申請人において記入しないこと。)		
会長	副会長	事務局

様式第4号(第6条関係)

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業交付決定通知書

平成 年 月 日

様

村上地域まちづくり協議会
会長

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業実績報告書を審査した結果、次のとおり
確定したので村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業補助金交付要綱第6条の規定
により通知します。

補助年度 平成 年度	補助事業の名称
補助事業に要する経費	円
補助対象事業費	円
交付決定額	円
特記事項	

様式第5号(第7条関係)

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業補助金請求書

平成 年 月 日

村上地域まちづくり協議会長 様

住 所 村上市

職

氏 名

連絡先

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり請求します。

補助年度 平成 年度	補助事業の名称		
補助金交付決定額	円		
振込口座			
振 込 先	金融機関名	銀行・金庫・信組 農協・漁連	本店・支店 出張所
	ふりがな	
	口座名義人	
	預金の種別	普通・当座	口座番号

対象事業の例

5 地域活性化事業 交付要綱第1条の趣旨にあうもの。

	事例	要件	備考
1	各種講演会やイベント事業などソフト事業。	地域住民の参加が可能なもの。	
2	地域資源(里山など)を紹介・案内する看板の設置・修繕。	地域住民や観光客にも活用されるもの。	
3	景観に配慮した整備事業(周囲の景観に配慮したゴミ集積所の修繕など)	購入後は私物とならず、町内管理となるもの。	
4	町内史などの発行。	地域住民や次世代に伝えていけるもの。	
5	空き家を活用した交流場所等の試行整備。	周辺町内住民の参加受入れ、町内事業として行えるもの。	
6	活動備品(綿あめ機、テントなど)や、除雪機などの購入。	他町内の貸し出しもできることを条件とする。なお、ニーズが多く、協議会の備品とした方が良いものは、事前に協議したい。	
	大祭関係の経費については、専門部会で方針を検討するので、対象外とする。		

6 町内課題の解決事業

	事例	要件	備考
1	地域の宝となっているが、維持管理者が不明など、補修できないものへの修繕。	修繕して問題がないもの。	
2	課題解決のための、各種講演会の開催や先進地視察。	地域住民啓発事業として。	
3	魅力ある町内行事開発のための、行事開発研究費。	丸投げでなく、講師などと共に、共同で考えていけるもの。	
	大祭関係の経費については、専門部会で方針を検討するので、対象外とする。		

他の助成制度があるものは、そちらを有効に活用する。